

戦時性暴力の再政治化に向けて

——「引揚女性」の性暴力被害を手がかりに

山本 めゆ

はじめに

- I. 「引揚げ」を再政治化する
 - II. 植民地主義史の再審と新たな責任主体
 - III. 普遍主義への誘惑
 - IV. 「引揚者」の経験をいかに読むか
 - V. オランダ人元「慰安婦」の植民者性
 - VI. 仲介者・協力者・受益者
- 結びにかえて

「なんという屈辱だ」彼はしばらくのちに言う。「あんな大志を抱きながら、こんな末路を迎えるとは」

「ええ、そのとおり、屈辱よ。でも、再出発にはいい地点かもしれない。受け入れていかなくてはならないものなのよ、きっと。最下段からのスタート。無一文で。それどころか丸裸で。持てるものもなく。持ち札も、武器も、土地も、権利も、尊厳もなくして」

「犬のように」

「ええ、犬のように」

(Coetzee, 1999 = クッツェー、2000、p.266)

はじめに

「引揚者」とは誰か。彼らは性的な暴力をいかに経験したのか。われわれは誰に向け、どのように怒りの声を上げるべきか。日本のフェミニズムにとって、こうした問いが今日ほど先鋭的に立ち現れたことはなかっただろう。

1945年8月、満洲や朝鮮半島北部へのソ連の侵攻と日本の敗戦に伴い、剥き出しの「避難民」へと転落した当地の日本人女性は、しばしば苛烈な性暴力に曝され

た。その多くがソ連兵によるものだったが、中国人、朝鮮人による暴力もあったという⁹¹⁾。彼女たちが帰還した引揚港では、引揚援護院の指導のもと性病の治療とともにおびたしい数の中絶手術が実施され、各地方の援護局史にもその筆録が残されている（古久保、1999、猪股、2007、2011、2013a、2013b、2013c、成田、2010b、引揚港周辺の中絶施設に関連して、坪田＝中西、2011、2013、永島、2012、加藤、2013、山本、2015）。

今日、「引揚げ」「性暴力」「中絶」の三題噺は、インターネット上の一部の言論空間においては人気のトピックとなっているが、これらの記事や投稿を一瞥すれば、その背後に「嫌韓」「嫌中」といわれるような近隣国へのバッシングや排外主義の高まりをただちに看取できる⁹²⁾。そこでは「引揚女性」の経験が、「日本人も彼らに強姦された」などとして、隣国への敵意を煽りたてる材料として利用されている。ときにはソ連兵による強姦さえ、朝鮮人の手引きによるものといった解釈が付加される。数多くの中絶手術が実施されたことで知られる福岡県の「二日市保養所」についても、麻酔なしの手術や桜の木の下に埋められた胎児などといった生々しく凄惨な描写とともに繰返し言及され、悲劇性の演出に一役買っている。排外主義の現出については、植民地支配の過去に対する未清算との関連から論じる議論が提出されているが（樋口、2014）、ヘイトスピーチの資源として「引揚げ」という植民地の喪失と帰還史が参照される現象は、まさにそれを傍証するものといえよう。

しかしながら、こうした歴史修正主義的な主張を消費しているのは、けっして一部の排外主義者だけではない。一例として、かつて筆者がある引揚者団体を訪問した際の経験を紹介したい。老齢の女性が、保守系論壇誌に掲載された論考を手にした。それは「引揚女性」の被害を紹介したうえで、「慰安婦」問題の誤謬と不当を批判するといった内容だった。「少なくとも無慮四千人の眼が——そのある者は草葉の陰から——慰安婦問題でアジア近隣に対処する日本政府の卑屈と自虐の姿を悲しく、冷やかに見守ってゐることだらう。そして心の中で叫んでゐるに違ひない。『自分達こそ被害者なのだ』と——」（中村、1998、p.67）。女性はそれを筆者に差し出し、「取り上げていただけてありがたい。引揚者はこれまでずっと無視されてきたから」と嬉しそうに破顔した。

1990年代以降、世の耳目を集めるようになった「慰安婦」問題に比して「引揚女性」の性暴力被害が等閑に付されてきたことは、阿部安成と加藤聖文による「『引揚げ』という歴史の問い方」（阿部・加藤、2004）などでも指摘されてきた。このような、いわば被害者間の「序列化」について、歴史社会学者のジョン・トービーは、「政治的暴力の犠牲者のほうが、単なる犯罪の犠牲者よりも（中略）よりいっそう大きな文化的意義を帯びる」傾向があるうえ、前者は「特別の注目に値し、虐待を生き延びたことで聖人のような雰囲気さえ持つ」（Torpey, 2006＝トービー、2013、p.31）存在として遇されるとする。この見方を採用するなら、「引揚女性」

に対する性暴力は、政治的暴力ではなく、敗戦前後の混乱のなかで発生した非制度的な厄災のように理解されたがゆえに、「特別な注目」に浴さずにきたということになるだろう。かくして一部の「引揚者」の胸には、上述のような論壇誌に対しては感謝と共感の念が、かつての被植民者からの異議申し立てには敵対的な感情が惹起される。「引揚者」の経験は単に排外主義的・歴史修正主義的な勢力によって搾取されているだけでなく、両者は相互に共振し、補強しあっているのだ。そして、日本軍による性暴力を告発し、被害者への補償と尊厳の回復を要求する活動の活性化こそが両者を心情的に接近させた可能性があることを、この女性の反応は物語っている。

かかる事態を念頭に置きながら、本稿では、「引揚女性」が経験した性暴力を当時の歴史的文脈のなかに再配置することで、この被害経験が排外主義的・歴史修正主義的主張の資源となることを許してきた言説的な土壌を点検し、批判的に検討していく。第Ⅰ節ではまず「引揚者」という呼称への注目を通して、彼らの帰還の経験のなかから植民地主義の歴史を呼び起こす。第Ⅱ節では、1990年代より世界各地で高揚しつつある植民地支配に対する過去清算と補償運動の潮流を確認し、その議論が戦後日本社会の自画像にいかなる転換を迫っているかを論じていく。第Ⅲ節では、女性を一元的に戦争と家父長制の犠牲者とみなすような普遍主義の危うさを指摘、複数の権力の作用を視野に入れるアプローチの必要を主張する。それらを踏まえ第Ⅳ節、第Ⅴ節では、朝鮮半島から日本本土に帰還したヨーコ・カワシマ・ワトキンスの著作『竹林はるか遠く（原題：So Far from the Bamboo Grove）』（Watkins, 1986 = ワトキンス, 2013）や、オランダ人の元「慰安婦」であるジャン・ラフ＝オハーンの自伝『オランダ人「慰安婦」ジャンの物語（原題：50 Years of Silence）』（Ruff-O' Herne, 1994 = ラフ＝オハーン, 1999）などを取り上げ、「植民者に向けられた性暴力」との向き合い方を模索していく。第Ⅵ節では、援護局史などに刻まれた性暴力の記憶を掘り上げ、仲介者・協力者・受益者といったアクターの存在に光を当てる。

ここで文中の表現について簡単に申し添えておきたい。本稿では「引揚者」という呼称そのものを批判の対象とするが、言い換えの煩雑さを避けるために、文中ではカッコつきで「引揚げ」「引揚者」「引揚女性」などの表現を使用していく。

I 「引揚げ」を再-政治化する

「引揚者」とは誰なのか。自身も朝鮮半島北部で敗戦を迎えた「入植者の子」という西川長夫は、「『引き揚げ者』と命名された瞬間に問題の本質は見えなくなる」（西川, 2013, p.220）とする。

確かに、「彼ら」はいくつもの顔をもっている。農地を求めて海を渡った満洲移民とは、植民地支配の紛れもない受益者であると同時に、日本社会においては持た

ざる者であり、持たざるがゆえに帝国の周縁に追われ、追われればこそ植民者という烙印をその背に負った人びとである。国策に鼓舞されて新天地に希望を託したものの、日ソ開戦に当たっては関東軍に置き棄てられた。60万人もの人びとがシベリアに抑留されたうえ、本土に生還した後には地域社会で差別的な待遇を受けることもしばしばだった。もっともこうした描写さえ、開拓農民に典型的とされる経験に過ぎない。「彼ら」は商人であり会社員であり、官吏でありその家族でもあった。地域や階層の差異はもちろん、移動を後押しした要因や定住先の社会との関係、「故郷 home」との紐帯や帰還後の生計手段など、あらゆる側面において多様な「帰還移民」(辻、2013、p.376)、「入植型帰還移民」(大川、2010、p.25)なのである。

その一方で繰り返し論じられてきたのは、「彼ら」はその背景いかにかわらず、概して植民地支配の責任主体という自覚に乏しいということである。とりわけ帰還までの体験に焦点化させた手記や証言集は、受難者としてのヒロイズムに満ち満ちている。そこでは「敵」からの攻撃と命がけの逃亡、「避難民」としての屈辱と悲憤、無力で無垢な女性や子どもに降りかかる悲劇といった不条理が強く顕示される。野卑な怪物として描かれるソ連兵に比べ、日本帝国の一員であったはずのアジアの隣人への関心が希薄であることも、「彼ら」の世界観の現れとして理解できよう。

「彼ら」と植民地主義の切断は、「引揚げ」という語にすでに内包されている。歴史学者のロリ・ワットは、植民地で敗戦を迎えた日本人の移動について、日本では「引揚げ」「引揚げる」、英語では「repatriation」「to repatriate」という表現が使用されてきたが、中国では、国民党、共産党を問わず、日本人を自国から立ち退かせるという意味で「遣送 deportation」という語が用いられていたと指摘する(Watt, 2009, p.45)。残留日本人の処遇をめぐるのは日米中の間で調整が行われており(加藤、2012)、中国主導で「強制送還」が実施されたわけではない。しかし敗戦を機にその地を占有する根拠を喪失したにもかかわらず、あたかも自発的に移動を決意したかのように「引揚げ」と呼んでみせるのは、「敗戦」を「終戦」と言い募るのと同様の欺瞞であるうえ、それにより支配者の地位を追われた植民者という彼らの政治性も首尾よく漂白されてしまう。その残滓ともいえるのが、帰還に伴う「労苦」というフレーズである。浅野豊美は、多様でさまざまなノイズを含んでいた「彼ら」の経験が、1960年代になって原爆被害などに立脚した反戦思想に接ぎ木され、「引揚げの労苦」として収斂されるまでの変遷を詳細に跡づけている(浅野、2004)。今日、たとえば2000年に開設され、現在も総務省によって管理されている「平和祈念展示資料館」(東京都新宿区)において「引揚者」とは、「敗戦によって外地での生活のよりどころを失い、身に危険が迫る過酷な状況の中をくぐり抜けて祖国に戻ってこられた、もしくはその途上で亡くなられた方々です」(平和祈念展示資料館HPより)と説明され、彼らがなぜそこに渡ったのかという「往路」についてはもはやその痕跡さえ見いだせなくなっている。

第IV節で見るように、「引揚者」の記憶をめぐる現在もなお近隣国とのコンフリクトが絶えないとすれば、まずは周到に偽装された「引揚げ」という移動史そのものを再検討する必要がある。それは「彼ら」の帰還に埋め込まれた植民地主義の歴史を呼び起こすこと、すなわち「引揚げ」を再政治化する作業といってもよいだろう。

II 植民地主義史の再審と新たな責任主体

冒頭、日本型排外主義と植民地支配の過去に対する未清算について触れたが、植民地主義に関連した過去の再審というアジェンダは、当然のことながら東アジアのみに浮上したものではない。ひとつの画期として知られるのは、2001年に開催された国連主催の「人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容に反対する世界会議（通称ダーバン会議）」である。この会議において奴隷制や奴隷貿易、植民地主義に関する不正義が初めて本格的な議論の俎上に乗り、さらに「人道に対する罪」にも言及されることで、戦争と分かちがたく結びつきながら必ずしもそのみに還元されない他者への侵害を問題化するプラットフォームが準備された。

1990年代以来、世界各地で勃興するこうした運動について、永原陽子は従来の「戦争責任」とは異なる「植民地責任」という概念を提示したうえで、そこに至るいくつかの歴史的系譜を紹介している（永原、2009a）。第一の起源は、ドイツにおけるナチス犯罪に関連した「人道に対する罪」概念の登場と犠牲者への補償の実施である。ナチスによるユダヤ人迫害は第二次世界大戦の開戦前から開始され、また自国の国民に対しても行われたという点で、それまでの国際法上の「戦争犯罪」では捉えきれないものだった。そこでニュルンベルク裁判において導入されたのが「人道に対する罪」という概念である。さらに従来のような戦後の国家間賠償ではなく、被害者個人に対する「補償」が実施されたことで、個人への償いという先例を残すことにもなった。その後1998年に採択された国際刑事裁判所規定においては、「人道に対する罪」として奴隷化や強制移送、性奴隷、アパルトヘイトなども明記され、この概念は深化を遂げている。

もうひとつの流れは、米国発の「黒人への補償」運動である（永原、2009a）。公民権運動家ジェームス・フォアマンによって提示された「黒人宣言」を契機に、奴隷制や人種主義的政策などの歴史的な不正義に対する包括的な補償を求める活動が活性化、州レベルでは実際に補償の模索へと動き始めている。この運動は奴隷制を一国内の制度ではなく、奴隷貿易から植民地主義に連なる世界史的な問題として提起しており、永原もこれを「植民地責任」論を形成した伏流のひとつとして捉えている（永原、2009a）。

他方、歴史をめぐる補償運動の高揚に照準するトービーの議論においては、ニュルンベルク裁判との連続性よりも、20世紀後半の政治的潮流、つまり未来を志向

する進歩主義的な政治の退潮や、国民国家の正統性の喪失とそれに伴うアイデンティティ・ポリティクスの拡散が強調される (Torpey, 2006 = トービー、2013)。すなわち、「大きな物語」の代替として人びとは過去に没頭し、国民国家を単位とした公益が相対化されることで細分化されたマイノリティ集団の犠牲とその記憶が「格上げ」されたという主張である。またこの議論では、90年代の「賠償政治」のひな形として、ホロコーストとともに北米における日系人の強制収容に対する補償要求運動が挙げられている。

そもそも西欧の旧宗主国において、奴隷制を含む植民地支配の責任はこれまでほとんど認識されてこなかった。「人道に対する罪」概念を引き受けたドイツでさえ、1884年から1915年まで植民地としていたドイツ領西南アフリカ（現在のナミビア）のヘレロの人びとに対する虐殺について、補償要求を受けてそれに応答したのは21世紀に入ってからである（永原、2009b）。ましてこれまで戦争責任を問われることがなかった戦勝国においては、植民地支配への責任を認識することはなおさら困難となる。植民地支配とは「非文明国」を「文明化」する実践であると信じられてきたうえ、アジアやアフリカ諸国独立時にも、旧宗主国からの経済援助が事実上の過去清算とされてきた経緯があるからだ（永原、2009b）。

日本に目を向ければ、植民地主義に関連する責任への問題意識はやはり希薄なままだったが、冷戦体制終結後の東アジアにおいて展開された戦争と記憶への問いは、過去の清算と責任に関する議論を活性化させた。永原のみならず、板垣竜太は「植民地支配責任」の定立を主張し（板垣、2005、2008）、成田龍一もまた「戦争責任」「植民地責任」の二つを包含する概念として「帝国責任」を提唱している（成田、2010a、p.168、2010b、p.274）。

ところで、植民地支配に対する責任という枠組みの登場は、単に新たな被害者のフレーミングにとどまらない転換をもたらす。新たな被害は、ときに新たな責任主体を名指しするからだ。たとえば歴史学者のキャロル・グラックも論じているように、戦後の日本社会においては、さきの戦争について軍部が国家を支配し国民を無謀な戦争に導いたという通念、つまりすべての責任を軍や国家に帰属させ、民間人を無力な犠牲者とする見方が広く共有されてきた（グラック、2007）。広島・長崎を例にとれば、かつては植民地主義的な侵略や軍需産業の中心地でもあったにもかかわらず、日本の反戦・平和運動は原爆の被害をこうした歴史的な文脈から切り離し、被爆地として両都市を「聖化」させ、膨張政策に貢献した軍都としての過去を忘却してきた。植民地主義を視野に入れるとき、戦後の日本を浸してきた「受動態で語られる歴史」（グラック、2007、p.302）は必然的に大きな転換を迫られる。そしてそこにこそ、植民地支配の責任を問う声が戦争責任のそれよりも狂猛な反発に曝される理由がある。

植民地支配の責任と補償をめぐることは注意を払わなければならないこともある。

まず、こうした責任について議論を進めることは、「ドイツは過去に向き合ったが、日本はそこから目をそむけ続けてきた」といった日本批判の相対化につながるという点である。前述の通り奴隷制を含めた植民地主義の責任が課題として広く共有されるようになったのは「ダーバン会議」以降のことであり、それらに対する未清算は日本に限った態度ではない。かつての植民地国から旧宗主国に対する補償の要求例（永原、2013、pp.215-234）をみても、オランダ領東インド（現在のインドネシア）におけるラワグデ事件や、イギリス領東アフリカ（現在のケニア）におけるマウマウ鎮圧戦争についても、責任を問う声が本格的に顕在化し、補償が検討されるようになったのはごく近年のことである。グローバルなポスト・コロニアル状況の理解を、日本こそが過去清算をめぐる議論を牽引するという積極的な構えに接続することができれば、安易な開き直りに手を貸すだけとなりかねない。

さらに、補償の要求は、意図せざる結果として、植民地支配による損傷の定義を切り縮めてしまうこともある。たとえば民主化後の南アフリカで実施された真実和解委員会は、1990年代の移行期正義の代表格のように目されているが、そこで対象となった「重大な人権侵害」とは、「政治的目的と結びついた」「殺人・拷問・誘拐」などに限定され、土地の収奪や経済的な搾取のような植民地主義的不正義は除外された^{*)}。これについて政治学者のマフムード・マムダニは、アパルトヘイト体制は少数の加害者 *perpetrators* ——たとえば解放運動を弾圧する任にあった警察官ら——と、大多数の受益者 *beneficiaries* ——旧体制のもとで「白人」の特権を享受し民主化後もなお経済的優位性を保持する民間人を含む——の双方によって支えられていたにもかかわらず、真実和解委員会は受益者の責任を不問に付したとして厳しい評価を下している（Mamdani, 1997）。いわば新生南アフリカは、戦犯と軍部にのみ帰責し国民を免責することで戦後復興の範となった冷戦下の日本と同様の選択をし、植民地支配に連なる損傷を宙吊りにしたまま、おそらくそれゆえに、西欧中心の国際社会において過去清算の成功例として神話的な地位を獲得した。

そもそもいかなる侵害行為においても失われたものと金銭は通約不可能であり、すべての経済的補償は失われた時間・自由・尊厳などを埋め合わせようとしたことを象徴的に示しているにすぎない（Minow, 1998 = ミノウ、2003）。にもかかわらず「賠償金目当て」と受け取られた途端、その損失は金銭と通約可能なものとして著しく軽んじられるという逆説ゆえに、たとえ過去の土地の収奪や労働力の搾取、教育機会の不平等などに起因する貧困によって日々の生活を脅かされていたとしても、「償い」を求める人びとは「われわれが求めているのは金銭ではない」と主張することになる。こうした状況下で過去を問えば、構造化された経済的不平等という不正義のもとでも、「名誉回復」や「癒し」「和解」といった安上がりな象徴的清算に誘導される可能性があることを、南アフリカの事例は示している。

Ⅲ 普遍主義への誘惑

「戦時性暴力」という表現が定着して久しい。この概念が本格的に日本に紹介される契機となったのは、2000年に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」やそれに関連する書籍の刊行だった⁴⁴⁾。興味深いことに、この語は植民地支配による損傷を重要視する人びとによって日本に導入された経緯がありながら、字義的には戦時・武力紛争下で発生したすべての性暴力を包含するため、個々の文脈を軽視したり改竄したりするような論者にも敬遠されにくいという二面性を備えている。

米山リサ(2003)は、第一世界の「白人」中心のヘゲモニックなフェミニズムを普遍主義とし、「第三世界フェミニズム」や「ウィーメン・オブ・カラー・フェミニズム」などをそれと対置させている。前者においては、すべての女性が家父長制の犠牲者とみなされるが、こうした二項図式的なジェンダー観においてはさまざまな抑圧と支配が同時に生起し得ることが看過されてしまう。前者を普遍主義的フェミニズムと呼ぶとすれば、後者の蓄積の成果である「批判的フェミニズム」とは、「女」という同一性を重要な契機としつつもこれを批判し、多様な権力作用の輻輳を重視する。「女性国際戦犯法廷」が後者の系譜に属することを、米山は高く評価している。

普遍主義的フェミニズムの賛否をめぐるのは、第二次世界大戦末期のベルリンで発生した性暴力に関する映画作家ヘルケ・ザンダーの調査と、それに対する歴史学者アティナ・グロスマンの批判がよく知られている。1945年4月から5月にかけてソ連軍がベルリンに侵攻した際、多数のドイツ人女性が強姦の被害者となった。ザンダーは長年の調査を経てその被害を告発、著書『1945年・ベルリン解放の真実』において、その性暴力を「あえて比較するならば、1937年の日本軍の南京侵略と並ぶような、特異なできごと」(Sander, 1992 = ザンダー、1996、p.14)であったと訴えた。これに批判を向けたのはグロスマンである。グロスマンは、ザンダーの仕事はベルリンの女性たちを国際的・超歴史的シスターフッドのなかに組み入れようとする熱心さのあまり、彼女たちを戦争や家父長制の普遍的な被害者と位置づけており、ナショナリズムやナチズムに関して女性たちが主体的な担い手であったことを隠蔽しているとした(Grossmann, 1995 = グロスマン、1999)。ザンダーが南京侵略を引きあいに出したのは、その被害が戦時の、占領軍による、残虐で大規模な性暴力であったという認識に基づいたものだろう。個別性をあえて捨象し、広く世論の喚起を目指すこのアプローチは普遍主義といえる。これに対しグロスマンは、ベルリンの惨劇を強調するために「南京」を利用するアナロジーに疑問を呈し、またそれによってドイツ人女性たちの犠牲者性のみが誇示されることに違和と懸念を表明した。

戦時における性暴力と普遍主義をめぐるのは、今日では次のような展開例にも警

戒しなければならない。第一に、日本側からの「慰安婦」概念の普遍化である。元満洲移民女性の経験について調査を実施してきた猪股祐介は、「満洲引揚げにおける戦時性暴力」と題する論考において「慰安婦」概念の拡大を提唱する。『「慰安婦」とは『かつての戦争の時代に、一定期間日本軍の慰安所等を集められ、将兵に性的な奉仕を強いられた女性たち』（中略）とされる。この定義を『日本軍の慰安所』に限らず、『日本人の慰安所』に拡げるとき、『開拓団により一箇所に集められ、将兵（ソ連兵・義勇軍）に対する性的な行為を強いられた女性』は『慰安婦』と捉えられる」（猪股、2013c、p.267）。つまり、兵士に性的な「奉仕」を行っていたという点において、元開拓団の女性もまた「慰安婦」とみなし得るという主張である（施設の設置目的や運営体制、女性の処遇などにおいても両者の質的な隔たりは小さくなかったと思われるが、ここでは問わない）。猪股の調査は、元開拓団の人びとがソ連兵らからの要求を受けて女性を差し出していたことを当事者の証言をもとに明らかにしたもので、その取り組みも成果にも特筆すべきものがある。しかしながら「開拓」という国策を背負って入植した日本人女性を「慰安婦」に組み込むという提言からは、「慰安婦」を戦時・武力紛争下の性暴力被害者という性格に一元化したうえで、自身が代弁をつとめる女性たちの被害をその連続性のなかで「格上げ」しようとする書き手の願望が透けて見える。このような姿勢は、ともすれば、旧植民地・占領地の被害者や支援者が心血を注いできた運動に対する便乗あるいは領有という、言説上の新たな支配を招来することにもなりかねない。

第二に、「戦時性暴力」という語が、ときに普遍主義と高い親和性を示すということにも留意しておきたい。かつて菊地夏野は、2001年に発生したNHK番組改竄問題をめぐって次のように論じている。「女性国際戦犯法廷」を題材とする番組のタイトルは、本来は「問われる日本軍の戦時性暴力」というものだったが、自民党の政治家の介入によって「日本軍の」が削除され、最終的に「問われる戦時性暴力」となった。それによって裁きの対象が曖昧になり、『「普遍主義的フェミニズム」に近いところにあるターム』（菊地、2010、pp.258-259）のみになってしまったという。介入後も「戦時性暴力」という語が残されたという事実は、この概念がときには驚くほど無難で耳触りのよいものに変貌し得ることを示唆している。言い換えれば、「戦時性暴力」という概念は、きわめて普遍主義に横滑りしやすい性格を備えている。包括性に重きを置けばグローバルな連帯を後押しするかもしれないが、その反面個々の文脈が犠牲にされ、ときには意図的に軽視されるという危うさを孕む。とりわけ日本人の被害を前景化することで「慰安婦」問題とその運動を陳腐化し、愚弄するような動きもみられる今日、われわれはこの語の用法に今後も注視する必要があるだろう。

IV 「引揚者」の経験をいかに読むか

ここまでの議論を踏まえ、本節では「引揚げ」の当事者による記述の一例としてヨーコ・カワシマ・ワトキンスの『竹林はるか遠く』(Watkins, 1986 = ワトキンス、2013)を取り上げ、これをめぐる論争を検討していく(板垣、2007、米山、2008、林、2009、尹、2009、西川、2013)。この書は、11歳のときに朝鮮半島で敗戦を迎え、羅南から京都へ帰還した「擁子」自身の経験に基づいて執筆された「フィクション化された自伝」である。原著は英語で執筆され、1986年に米国で発表された後、韓国では2005年、日本では2013年にそれぞれ翻訳版が出版された。

この作品は全米図書館協会の賞を受賞したこともあり、米国各地で中学校の英語教材などに採用された。ところが2006年の秋ごろから、韓国系コミュニティのなかに拒否運動が広まっていく。こうした運動においてもっとも強く問題視されたのは、日本人の少女が朝鮮人に強姦されたと語られる部分である。これは「被害民族」と「加害民族」の二分法が揺さぶられる記述であり、また文学研究者の尹相仁が分析したように、「日帝侵略」の歴史認識を構成する重要な要素として「強姦の記憶」を専有してきた韓国系の活動家にとっては、受容しがたいものだったのかもしれない(尹、2009)。その後、駐ボストン韓国総領事が本書の教材としての利用について懸念を表明、これにより論争は韓国に逆輸入される。

韓国ではそもそも、この書は「反戦・平和小説」として紹介されていたという。ところが米国での論争により、作品の読まれ方が大きく変化する。歴史学者の林志弦や尹は米国内で噴出した抗議の声について、本国よりもさらに原理主義化された「遠隔地民族主義」(林、2009、尹、2009)という表現を用いているが、それが海を渡って韓国に飛び火し、韓国内での評価を一変させたといえる。韓国のマスメディアは2007年初頭より、「日本の戦犯の娘が書いたたためな回想記、米中学必読教材採択」「日本の戦犯の娘、歴史歪曲小説」などの見出しを掲げて報道を開始した。「擁子」の父親が七三部隊の幹部だったという疑惑も登場し、版元は本書の販売中止を決定した。

このように太平洋をはさんで激しい論争を生起させた本書だが、その特徴は「反戦」を基底としながらも植民地支配に関する認識が欠如していることにある。板垣によれば、ワトキンスは米国において「反戦活動家」を名乗っている(板垣、2007)。確かに本書のなかには「擁子」の母親が日本軍による真珠湾攻撃を批判するくだりがある。「東條内閣が真珠湾を攻撃し、戦争を始めたのが一番悪いのよ。お父様は日本政府のやり方に反対なのに」「政府は私たちの平和、愛、幸せの全てを奪っているわ。夫や息子を失うくらいなら、国が戦争に負ける方がずっとましだわ」(Watkins, 1986 = ワトキンス、2013、p.28)。当然のことながら、太平洋戦争開戦と日本政府に対するこのような否定的評価がなければ、米国で教材として採用さ

れることもなかっただろう。しかし植民地支配については、父親が満鉄職員であったこと、自身が植民地に生まれ敗戦まで居住していたことについて、その評価につながるような積極的な記述は見られない。そして描かれないということ自体が、そのまなざしが「帝国化」されていることを物語っている。

邦訳版が出版されたのは2013年のことだった。米国の韓国系コミュニティや韓国国内からも「攻撃」を受けたという経緯が、その知名度を押し上げたことは間違いない。林は本書に対する韓国側の反応を「犠牲者民族主義」と呼びながら、この作品をめぐる両国間の抗争を、植民地主義と戦争の被害者としての韓国の犠牲者意識と、最初の被爆地としての日本の犠牲者意識の対比のなかで読み解いている（林、2009、西川、2013）。本書と本書に対する日本側の反応は、日本の戦後民主主義と反戦・平和のスローガンが他でもない犠牲者意識に支えられ、植民地主義への省察を欠落させてきたことを露わにしている。

V オランダ人元「慰安婦」の植民者性

Ⅲ節で確認した通り、歴史的な文脈を軽視したまま、性暴力被害のみを一元的に問題化することは、多様な権力の交差を見落とすことにつながる。このような問題意識に立ったとき、日本軍の「慰安婦」とされたオランダ人女性たちの存在は、われわれに新たな問いを突きつける。彼女たちはオランダ領東インドで生まれ、日本軍の侵攻によって集団的・組織的性暴力の被害者となった。植民地主義という変数を重視したとき、植民者の子孫であり、統治者の交替を機に性的な暴力の犠牲となった彼女たちは、朝鮮半島や中国出身の元「慰安婦」よりも、むしろ日本人の「引揚女性」と重なるところが大きい。

ここではオランダ人の証言者として、ジャン・ラフ＝オハーンの自伝に注目してみよう。彼女は自伝『オランダ人「慰安婦」ジャンの物語』（Ruff-O' Herne, 1994＝ラフ＝オハーン、1999）を発表するとともに、ドキュメンタリー映画「終わらない戦争」（キム・ドンウォン監督作品、2008）にも登場し、自身の半生について証言している。その自伝によると、ラフ＝オハーンは中部ジャワ州、スマラン市郊外のチェピーリン製糖プランテーションで育った。父方の祖父はフランス人で、1883年に18歳で両親に連れられて東インドへやってきた。祖母はオランダ人とインドネシア人の混血である。父は東インド生まれ、母は結婚のためにこの地に渡ったオランダ人である。解説者の倉沢愛子がまとめているように、ラフ＝オハーンは父方の祖父から数えれば入植者の三世、祖母から数えれば四世ということになる（倉沢、1999、p.188）。

倉沢によれば、ラフ＝オハーンが育ったチェピーリン製糖プランテーションは、蘭印農業株式会社という大企業が経営する農園だった。技術者や管理職はオランダ人、労働力は「原住民」から調達された。両者の生活圏は接近していたが、その水

準はかけ離れたものだった（倉沢、1999、pp.188-221）。彼女の描く幼少の幸せな生活も、典型的なコロニアル・スタイルである。住み込みの料理人、メイド、ハウスボーイ、運転手、庭師などの「忠実で献身的で愛情深い」インドネシア人の使用人に囲まれ、信仰に篤く西洋古典音楽を愛する両親のもと、「本物のカトリックの伝統」のなかで育てられたと彼女は記す（Ruff-O' Herne, 1994 = ラフ = オハーン、1999、pp.10-53）。

ラフ = オハーンのみならず、オランダ人の元「慰安婦」8名の証言を収めた『折られた花』でも、当時の生活は次のように描写される。「彼らの祖先たちは幸福な人生をつかむため、楽園のようなこの東南アジアの地へ移住し、開拓者として足場を築いた。仕事は農業、商業、産業、公務員、軍事などの分野にまたがっていた。（中略）例外はあれど、現地人は一般的に良い扱いを受けた。コーヒー園や田んぼでそれなりの収入を得ていた現地人も多く、オランダ人家庭で使用人（女中〔バブー〕、炊事婦、庭師、運転手）として働いて得た収入は現地人の家計を大いに潤した」（Hamer-Monod, 2013 = ハーマー、2013、pp.28-29）。植民地でのこうした暮らしは、羅南における「擁子」の暮らしを想起させる。満鉄に勤める父、クラシックのレコードを収集し、戦争中も書道、茶道、華道、日本舞踊などの稽古事を欠かさない生活。東インドを故郷とする彼らに比べ、「擁子」の家族の朝鮮半島との関わりはやや「駐在員」の感覚に近いものだったのかもしれないが、それでも両者の印象はよく似通っている⁵⁾。

オランダ人の元「慰安婦」として長らく身を削るような証言活動を行ってきた女性たちに対し、あえて植民者としての輪郭を強調することに疑問を感じる向きもあるだろう。しかし、分節化とは序列化を許すことではないはずだ。そして植民地主義の彼我に基づいて韓国人の元「慰安婦」の痛苦とオランダ人の元「慰安婦」の痛苦を序列化するべきでないとすれば、「引揚女性」の性暴力経験も同じ理由で下位に置かれるべきではない。被害者どうしが反目しあうという事態を招きかねないからこそ、その被害の責任を問う際には、歴史的文脈を重視しつつも序列化を慎重に回避していく構えが求められるのではないか。

VI 仲介者・協力者・受益者

戦後の日本帝国史研究において、満洲や朝鮮半島への入植者は「帝国主義の尖兵」として厳しく断罪される一方、それにより実証的な研究の蓄積が遅れたともいわれる。満洲移民の「生きられた経験」に着目する調査・研究の先駆者である蘭信三は、研究を開始した当初はそのような研究自体が冷視されがちだったことを振り返っている（蘭、2013）。ジェンダー史の観点から「引揚げ」を検証する取り組みもまた、古久保さくら（1999）のような例を除いて、長らく低調であったといわざるを得ない。最後に本節では、援護局史などの史料に刻印された性暴力の記録をもとに、そ

れが「引揚者」という想像的主体に決定的な亀裂をもたらす経験であったことを見届け、普遍主義的なアプローチでこれを描写することが不適切なだけでなく、排外主義への足がかりにさえなり得ることを確認したい。

多くの文献によれば、多発する性暴力に手を焼いた日本人たちは、次第にソ連兵らと交渉のうでで女性を差し出したり、それを管理するための施設を開設したりといった策を講じるようになっていった。佐世保引揚援護局の局史には次のような記録が残されている。「各地とも半月頃からは、日本のカフェー、ダンスホールが始められ、こういう女達に頼んで犠牲的に慰問婦として挺身してもらつた為に、婦女子の被害は其後可なり減少したようである。(中略) 鞍山、四平街等の治安は可なり良好だつたということで(中略) 婦女子関係も、事前に慰問婦をかり集めた為に、事故は極めて僅少にとゞまり、この婦女子は髪を刈らずに済んだそうである」(佐世保引揚援護局、1949、51 = 加藤、2001、p.57)。また、朝鮮半島北部、平安北道の宣川には1945年9月に日本人世話会が発足するが、間もなくソ連軍のための女性提供が検討されている。会の幹部は記す。

二十六日には、日本人婦女子を毎日十五人宛、ソ軍慰安のため提供するよう申渡しがあつた。世話会としての最も困難な問題であり、連日、疎開各団とも協議を続けたが、貞操問題に無関係という保証が出来ぬことなので、協議纏らず、言を左右にして一日送りに遅延せしめ居たが、遂に満州航空の藤井母子（僅かに露語を解す）を中心とし六、七名のダンスの出来る夫人達の義侠的な決意で、相手をして貰うこととなり、世話会では月々適當の謝礼をすることとして、一応此の問題は解決したが、藤井母子は二十一年五月十七日、ソ連兵卒の機銃の犠牲となって二人とも即死した。世話会では宣川国民学校庭で世話会葬を執行、ねんごろに埋葬した。(日沖、1980、p.208)

「接待役」を選出するのは常に自治組織の幹部男性たちであり、男性という後ろ盾をもたない女性たちが選ばれるのは当然の流れだったのだろう。一部の女性を「一般婦女子」から区別し、前者を「防波堤」にすることで後者を保護するという対策は、大連から引揚げてきた元赤十字病院の関係者からも報告されている。

そこでしかたがないので、当時私は逢坂町にあるところの快樂というピー・ハウスですが、その^{ママ}に行つて西堀院長と会つて手をついて頼んだ。あなた方にこういうことをお願いするのははなはだ相済みぬが、私のところにいる百六十名の看護婦はみんな無垢の人間で親から預かつているんだ、しかも赤十字の看護婦がひどい目にあわされることは忍びないから、何とかして身がわりになつて彼女らを助けてもらえないかと、翌に手をついてお願いしたのです。

そうしたら、そこへ三十四、五の女が出てきて、先生濟まない、私らはどうせ傷ついたからだから私らが出てそれを救つてあげましようと言つて八人來ました。この八人を看護婦の着物を着せて看護婦に仕立てて、そうして病棟に入れておいて向うが上要求するたびに出してやる。(以下略) (金子麟、衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会、1950.3.31)

ここまで見てきたように、日本人が「避難民」としての生活を長期化させるなか、そこへの攻撃は、手当たり次第に襲撃して獲物を漁るような「戦利品としてのレイプ」から、次第に日常化した「娯楽的レイプ」へと変容していった (Enloe, 2000 = エンロー、2006)。性暴力の様態の変化に伴って姿を現したのが、加害者と被害者の周辺に存在していた仲介者・協力者・受益者などのアクターである。これは性暴力を戦争につきものの悲劇とするような宿命論を根底から覆す。なぜなら宿命論は性暴力を「敗戦の痛み」や「侵略の報い」などとして被害女性を日本というナショナルな共同体や郷土そのものと同一視するが、仲介者らの存在は共同体内部の葛藤を露わにするからだ。

「女性はいつも戦争の最大の犠牲者」といった普遍主義的なミリタリズム批判や家父長制批判のなかでこれを論じれば、これらの亀裂は再び糊塗されてしまうだろう。前者は「兵士＝加害者」対「民間人＝被害者」という二項図式によって民間人の仲介者・協力者・受益者らを免罪し、後者は女性を常に受動的な存在として男性に対置させる。それにより見落とされるのは、集団内部のジェンダーや階級、エスニシティなど多様な差異と権力の交差である。等質的かつ情緒的一体感で結ばれた内集団を前提とするようなアプローチは、「蹂躪されるわれわれの女たち」のイメージを通して、外集団に対する憎悪をかきたてるプロパガンダにやすやすと手を貸してしまうことにもなりかねない。

戦時下の性暴力は自然化されてきた、といわれる。もしある性暴力が、女性たちにランダムに降り注ぐ不可避な厄災であるかのように目されてきたとすれば、それ自体がある政治的な意図に基づく偽装であることを、今一度思い起こしておきたい。したがって本論もまた、70年の年月をかけて「政治化」されてきた性暴力の集合的記憶に対する、対抗的な「再-政治化」への試みに他ならない。

結びにかえて

本稿では、2001年の「ダーバン会議」以降、世界的に共有されつつある植民地主義とそれに関連する歴史的不正義に対する責任というアジェンダを重視しながら、「引揚者」の経験をあらためて政治化するとともに、「植民者に向けられた性暴力」を論じるという挑戦の必要と意義を確認した。この取り組みが単なる自国の被害の顕示という不首尾に終わるか否かは、記録や証言を常に歴史的文脈のなかに置

き直し、安易な普遍化への誘惑に抗していくという覚悟にかかっているといってもよい。

「植民地（支配）責任」論の射程は、新たな罪責と被害者の発見にとどまらない。加害者のみならず受益者をも広く責任主体として立ち上げることこそがこの概念の本領だとすれば、それにより再審に付された受益者たちからの反発が現代の排外主義・歴史修正主義に力を与えているともいえる。「引揚女性」の経験をこうした勢力の草刈り場にさせないためにも、日本のフェミニズムはこれからもこの困難な課題を引き受けていかなければならないだろう。

註

- * 1 管見の限り、この性暴力をめぐる、日本のフェミニズム・女性運動の立場からソ連やソ連兵の加害責任を問う論はいまだ提出されていない。何がそれを妨げてきたのかという問いは一考に値するだろう。今後の課題としたい。
- * 2 アマゾン・ドット・コム上の『竹林はるか遠く』（Watkins, 1986 = ワトキンズ、2013）に対する読者レビュー（<http://www.amazon.co.jp/dp/4892959219>、2015年2月23日取得）や、YouTube上にみられる本書関連動画に対するコメント（<http://www.youtube.com/watch?v=OvpMNB9dnnY>、2015年2月23日取得）などを参照されたい。
- * 3 南アフリカの真実和解委員会の議論において、土地の収奪など植民地支配に連なるような加害が除外された経緯については永原（2004）に詳しい。
- * 4 『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクトゥーガル報告全訳』（VAWW-NET ジャパン、1998、増補版、2000）の出版に際し、VAWW-NET ジャパン事務局長（当時）として松井やよりとともに出版社の会議に臨んだ金富子によれば、当時この語は人口に膾炙しておらず、「戦時性・暴力」と誤読される可能性もあったことから、「戦時・性暴力」と表記することに決めたという。またこの概念の導入には、1.「慰安婦」制度は、それ以前には千田夏光などにより「戦時売春」、あるいは「強制売春」などと認識されていたが、「売春」という用語は搾取する側を免罪する表現であり不適当である、2.「強姦／強かん」が日本の刑法において暴行・脅迫を用いて男性器を女性器に挿入することとして限定的に定義されてきたため、意に反した性的行為全体を包括する性暴力概念、慰安所での性行為の常態的な強制を示す性奴隷概念に置きかえる必要がある、3. 戦争と性暴力の両方を問題化する必要があるなど、戦争・武力紛争時の性的搾取の概念化に対する彼女たちの問題意識が反映されていた（筆者による金富子への聞き取り、2014年10月16日）。
- * 5 他にオランダ領東インドにおけるオランダ人の経験について日本語で読むことがで

きるものとして、ネル・ファン・デ・グラーフによる『ジャワで抑留されたオランダ人女性の記録』（Graaff, 1989 = グラーフ、1996）がある。本書の訳者であり解説も寄せている内海愛子は、そこに綴られた「植民者としての感性」について控えめに言及している。「著者の善意あふれる言葉のはしばしに、植民者としての感性を感じとる読者もいるだろう（中略）たとえば『アカシアの大連』をなつかしむような、満洲生まれの日本人や植民地朝鮮・台湾で生まれ育った日本人の多くが抱く感性にも通じるものである」（内海、1996、p.171）。

参考文献

- 阿部安成・加藤聖文「『引揚げ』という歴史の問い方（下）」『彦根論叢』vol.348（2004）、pp.51-68
- 浅野豊美「折りたたまれた帝国——戦後日本における『引揚げ』の記憶と戦後的価値」細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』（ミネルヴァ書房、2004）pp.273-315
- 蘭信三「満洲引揚者のライフヒストリー研究の可能性——歴史実践としての『下伊那のなかの満洲』」福岡良明・野上元・蘭信三・石原俊編『戦争社会学の構想——制度・体験・メディア』（勉誠出版、2013）pp.139-171
- クッツェー、ジョン・マックスウェル『恥辱』（鴻巣友季子訳、早川書房、2000）
- エンロー、シンシア『策略——女性を軍事化する国際政治』（上野千鶴子監訳・佐藤文香訳、岩波書店、2006）
- 古久保さくら「満洲における日本人女性の経験——犠牲者性の構築」『女性史学』vol.9（1999）、pp.1-14
- グラック、キャロル『歴史で考える』（梅崎透訳、岩波書店、2007）
- ネル、ファン・デ・グラーフ『ジャワで抑留されたオランダ人女性の記録』（渡瀬勝・内海愛子訳、内海愛子解説、梨の木舎、1996）
- グロスマン、アティナ「沈黙という問題——占領軍兵士によるドイツ女性の強姦」荻野美穂訳『思想』vol.898（1999）pp.136-159
- ハーマー、マルゲリート『折られた花——日本軍「慰安婦」とされたオランダ人女性たちの声』（村岡崇光訳、新教出版社、2013）
- 樋口直人『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』（名古屋大学出版会、2014）
- 日沖政之助「宣川邑日本人の引揚げ」森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録3 北朝鮮地域日本人の引揚げ』（巖南堂書店、1980）pp.206-213
- 猪股祐介「想起される『満洲』——岐阜県郡上村開拓団を事例として」山本有造編著『満洲』

- 「記憶と歴史」(京都大学学術出版会、2007) pp.68-106
- 「満洲移民の引揚経験——岐阜県黒川開拓団を事例に」 蘭信三編著『帝国崩壊とひとの再移動——引揚げ、送還、そして残留』(勉誠出版、2011) pp.66-75
- 「『満洲移民』女性に対する戦時性暴力——単身女性団員の強姦体験の語りから」『帝国日本の戦時性暴力』(京都大学グローバル COE プログラム 親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点、2013a) pp.14-27
- 「満洲移民女性と戦時性暴力」 福岡良明・野上元・蘭信三・石原俊編『戦争社会学の構想——制度・体験・メディア』(勉誠出版、2013b) pp.103-107
- 「満洲引揚げにおける戦時性暴力——満洲移民女性の語りを中心に」 蘭信三編著『帝国以後の人の移動——ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』(勉誠出版、2013c) pp.249-270
- 板垣竜太「植民地支配責任を定立するために」 岩崎稔・大川正彦・中野敏男・李孝徳編著『継続する植民地主義——ジェンダー／民族／人種／階級』(青弓社、2005) pp.294-315
- 「平和主義、植民地主義、暴力の記憶——ある引揚げ記『ボイコット』をめぐる覚え書き」『インパクション』vol.160 (2007) pp.56-65
- 「脱冷戦と植民地支配責任の追及——続・植民地支配責任を定立するために」 金富子・中野敏男編著『歴史と責任——「慰安婦」問題と一九九〇年代』(青弓社、2008) pp.260-284
- 加藤聖文「大日本帝国の崩壊と残留日本人引揚問題——国際関係のなかの海外引揚」 増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復讐』(慶應義塾大学出版会、2012) pp.13-48
- 「引揚者をめぐる境界——忘却された『大日本帝国』」 安田常雄編『社会の境界を生きる人びと——戦後日本の緑』(岩波書店、2013) pp.16-41
- 菊地夏野『ポストコロニアリズムとジェンダー』(青弓社、2010)
- 林志弦「犠牲者意識の民族主義」 金京媛訳『立命館言語文化研究』、20-3 (2009)、pp.57-62
- Mamdani, Mahmood, "Reconciliation without Justice" (Review of Kader Asmal's book, *Reconciliation through Truth*), *Southern African Political and Economic Monthly*, 10-6 (1997) pp.22-25.
- ミノウ、マーサ『復讐と赦しのあいだ——ジェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(荒木教夫・駒村圭吾訳、信山社出版、2003)
- 永原陽子「和解と正義——南アフリカ『真実和解委員会』を超えて」 内海愛子・山脇啓造編『歴史の壁を超えて——和解と共生の平和学』(法律文化社、2004) pp.156-186
- 「『植民地責任』論とは何か」 永原陽子編『「植民地責任」論——脱植民地化の比較文化史』(青木書店、2009a) pp.9-37
- 「ナミビアの植民地戦争と『植民地責任』——ヘレロによる補償要求をめぐる」 永原陽子編(同上、青木書店、2009b) pp.218-248
- 「世界史のなかの植民地責任と『慰安婦』問題」「戦争と女性への暴力」リサーチ・

- アクションセンター編『「慰安婦」バッシングを越えて——「河野談話」と日本の責任』（大月書店、2013）pp.215-234
- 永島広紀「朝鮮半島からの引揚と『日本人世話会』の救護活動——朝鮮総督府・京城帝国大学関係者を中心に」増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶應義塾大学出版会、2012）pp.139-159
- 中村繁「戦争と性——ある終戦処理のこと」『正論』vol.309（1998）pp.54-67
- 成田龍一「『帝国責任』ということ——『併合』100年を契機に考える」『世界』vol. 800（2010a）pp.159-168
- 「『戦後経験』の戦後史——語られた体験／証言／記憶」（岩波書店、2010b）
- 西川長夫『植民地主義の時代を生きて』（平凡社、2013）
- 大川真由子『帰還移民の人類学——アフリカ系オマーン人のエスニック・アイデンティティ』（明石書店、2010）
- ラフ＝オハーン、ジャン『オランダ人「慰安婦」ジャンの物語』（渡辺洋美訳・倉沢愛子解説、木犀社、1999）
- ザンダー、ヘルケ&バーバラ・ヨール『1945年・ベルリン解放の真実——戦争・強姦・子ども』（寺崎あき子・伊藤明子訳、現代書館、1996）
- トビー、ジョン『歴史的賠償と「記憶」の解剖——ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト』（藤川隆男・酒井一臣・津田博司訳、法政大学出版局、2013）
- 坪田＝中西美貴「引揚援護活動と二日市保養所」蘭信三編著『帝国崩壊とひとの再移動——引揚げ、送還、そして残留』（勉誠出版、2011）pp.196-204
- 「引揚援護活動と女性引揚者の沈黙——二日市保養所を中心として」蘭信三編著『帝国以後の人の移動——ポストコロニアリズムとグローバリズムの交差点』（勉誠出版、2013）pp.271-292
- 辻輝之「戦後引揚げという〈方法〉——帰還移民研究への視座」島村恭則編『叢書 戦争が生み出す社会Ⅱ 引揚者の戦後』（新曜社、2013）pp.375-398
- ワトキンス、ヨーコ・カワシマ『竹林はるか遠く——日本人少女ヨーコの戦争体験記』（都竹恵子訳、ハート出版、2013）
- Watt, Lori, *When Empire Comes Home: Repatriation and Reintegration in Postwar Japan*, (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009)
- 山本めゆ^{オグレン・グレン}「生存者の帰還——引揚援護事業とジェンダー化された〈境界〉」『ジェンダー研究』vol.17（2015）、pp.69-92
- 米山リサ『暴力・戦争・リドレス——多文化主義のポリティクス』（岩波書店、2003）
- 「日本植民地主義の歴史記憶とアメリカ——『ヨウコ物語』をめぐる」『東アジア歴史認識論争のメタヒストリー／「韓日、連帯21」の試み』（青弓社、2008）pp.267-284
- 尹相仁「越境する記憶・抗争する表現——グローバル化時代におけるナショナリズムの移

動と拡散』『立命館言語文化研究』20-3 (2009) pp.103-107

VAWW-NET ジャパン、『戦時・性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告全訳』（凱風社、1998、増補版、2000）

【国会議事録】

金子麟 衆議院海外同胞引揚に関する特別委員会、1950.3.31.

【援護局史】

佐世保引揚援護局編『佐世保引揚援護局局史（上）（下）』（1949、1951）＝加藤聖文監修・編『海外引揚関係史料集成10 佐世保援護局史（佐世保引揚援護局）』（ゆまに書房、2000）

付記

本稿は2012年度京都大学グローバルCOEプログラム「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」次世代研究プロジェクト、2013年度京都大学アジア研究教育ユニット次世代研究プロジェクトの成果である。ここに記して深謝いたします。